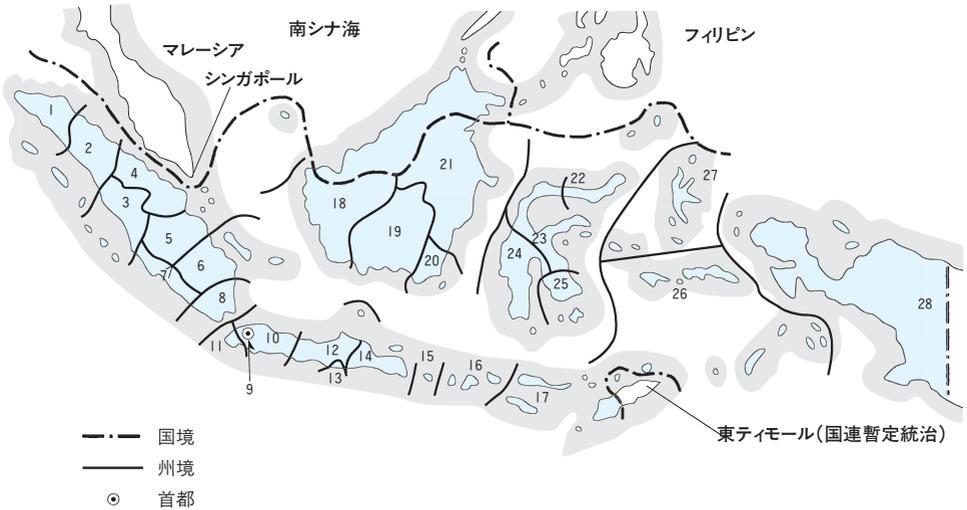


インドネシア

インドネシア共和国	宗教	イスラーム教, ヒンドゥー教, 仏教, キリスト教
面積 192万 km ²	政体	共和制
人口 2億346万人 (2000年センサス)	元首	アブドゥルラフマン・ワヒド大統領
首都 ジャカルタ	通貨	ルピア (1米ドル=8,693ルピア, 2000年平均)
言語 インドネシア語	会計年度	1月~12月 (2001年度から)



- | | | | |
|-----------|--------------------|---------------|--------------------|
| 1. アチェ特別州 | 8. ランボン州 | 15. バリ州 | 22. 北スラウェシ州 |
| 2. 北スマトラ州 | 9. ジャカルタ首都特別州 | 16. 西ヌサトゥンガラ州 | 23. 中スラウェシ州 |
| 3. 西スマトラ州 | 10. 西ジャワ州 | 17. 東ヌサトゥンガラ州 | 24. 南スラウェシ州 |
| 4. リアウ州 | 11. バンテン州(2000年新設) | 18. 西カリマンタン州 | 25. 東南スラウェシ州 |
| 5. ジャンビ州 | 12. 中ジャワ州 | 19. 中カリマンタン州 | 26. マルク州 |
| 6. 南スマトラ州 | 13. ジョクジャカルタ特別州 | 20. 南カリマンタン州 | 27. 北マルク州(1999年新設) |
| 7. ベンクル州 | 14. 東ジャワ州 | 21. 東カリマンタン州 | 28. イリアン・ジャヤ州 |

ポスト民主化時代の苦悩の始まり

かわむら こういち きとう ゆり
川村晃一 ・ 佐藤百合

概 況

1999年10月にインドネシア史上初めて議会での選挙により大統領に選出されたアブドゥルラフマン・ワヒド(通称、グス・ドゥル)に対して、国民は大きな期待をもってその政権の船出を迎えた。しかし、政権発足から半年も経たないうちに、国民の期待は失望へと変わった。議会内主要政党のすべてを糾合して発足した「国民統一内閣」では、ほどなくして閣内の不統一が噴出し、閣僚が次々と辞任し、罷免されていった。政党勢力と政府の対立が深刻化し、8月の国民協議会(MPR)年次会議でそれが頂点に達した。大統領は政党勢力による政権降ろしをとりあえずは乗り越えたが、その後も両者の対立は続き、政治運営は停滞した。過去の不正の清算は遅々として進まず、分離主義運動や地方紛争の根本的な解決はいまだ遠く、重要な政治イシューはことごとく政府と議会の対立から前進することがなかった。民主化に伴って役割を増した議会における政党勢力が、自らの影響力の増大を狙って行政府の長たる大統領に挑戦を挑むという、ポスト民主化時代における政治現象がまさに現出したのである。

2000年のインドネシア経済は、不安定な政局にもかかわらず、政府の当初予測を1%上回る4.8%のGDP成長を達成した。主な成長要因は、国際原油価格高騰の恩恵を受けた石油輸出と、工業製品輸出の伸び、耐久財消費と投資の回復である。つまり、危機からの反動と、国際価格、外需に助けられた面が大きく、政策面からの景気浮揚があったわけではない。むしろ政治社会情勢を反映してルピア相場は下落を続け、政府は低下していた金利を再び引上げざるを得なかった。一方、危機後の経済再建策は、上半期に公的資本注入による銀行再建が山場を越え、下半期には企業債務の処理が本格化した。また、スハルト時代の遺産ともいえる食糧調達庁や国軍ビジネスなどの不透明な準政府部門に監査が入ったが、不正行為の立証には多くの困難があることもまた明らかになった。

国内政治

アブドゥルラフマン・ワヒド大統領の政権運営

インドネシアにおける民主化は、ハビビ前大統領の下で進められた政治改革によって、民主主義の制度化という課題をひとまずクリアした。言論の自由や結社の自由が法的に保障されて政治的自由化が進展するとともに、選挙や議会の仕組みが整備され政治的競争と参加の制度化が進められた。1999年6月の総選挙と同年10月の大統領選挙を経て新大統領が誕生するに至り、インドネシアにおける民主化はスハルト元大統領による権威主義体制から民主主義体制への政治体制の移行という第1段階を完了したのである。ポスト民主化の時代において、グス・ドゥルが取り組まなければならないのは、民主主義の固定化である。つまり、現政権の課題は、さらなる民主化を進めるとともに、社会的公正の実現、国家統一の維持、地方紛争への対処と治安の維持の三つであり、これらの課題を達成することによって本格的な経済回復への道筋をつけることである。

過去の清算

第1の政治的課題は、過去の不正を清算し、社会的公正を実現するという重い課題である。清廉で公正な政府を構築するという現政権の意志を示すためには、スハルト体制下で繰り返された「汚職・癒着・身内びいき」(Korupsi, Kolusi, Nepotisme : KKN)と人権弾圧といった不正を法的に処罰することが必要である。

スハルト家は、32年間におよぶ政権期間に、権力を利用して莫大な資産を築いたと言われている。このようなスハルト家による不正蓄財疑惑の追及については、民主化直後から政府の取り組むべき課題として取り上げられていた。しかし、ハビビ前政権下での疑惑追及の動きは遅々として進まず、1999年7月にはスハルトの個人資産に対する捜査を中断することが発表された。

これに対して現政権は、発足直後からこの問題に積極的に取り組む姿勢を示し、マルズキ・ダスマン新検事総長がスハルト不正蓄財疑惑に対する捜査を再開することを明言した。2000年に入り、最高検察庁はスハルト本人に対する事情聴取に着手する。それと並行して大統領は、スシロ・バンバン・ユドヨノ政治・社会・治安担当調整相らにスハルト家との接触を命じ、スハルトが自主的に個人資産を国庫に返納することでこの問題の解決を図ろうとした。

結局、政府とスハルト家の交渉は進展せず、南ジャカルタ地検は、スハルトが主宰する財団の資金を不正に流用したとしてスハルトを起訴した。8月31日と9月14日に公判が開かれたが、被告人のスハルトはいずれも病気を理由に出廷しなかった。そのため、南ジャカルタ地裁は検察側の訴えを棄却し、スハルト不正蓄財疑惑の追及は行き詰まってしまった。最高検察庁は、10月5日にジャカルタ高裁に対して再審請求を行い、それが認められて地裁での再審理が行われることが決まったが、スハルト自身に対する法的追求は今後もかなりの困難が予想される。

これに対して、若干の進展を見せたのがスハルト家と政商に対する法的追求の動きである。9月26日、食糧調達庁との土地取引契約の不履行で訴えられていたスハルトの三男フトモ・マンガラ・プトラ(通称、トミー)に対して、最高裁は懲役18カ月、損害賠償306億^{ルピア}の実刑判決を下した。これに対して、トミーは即座に大統領に対して恩赦の申請を行ったが、その恩赦申請は却下され、11月2日にトミーの刑が確定した(しかし、その後トミーは逃亡し、2000年末時点でも収監されていない)。その後、スハルトの孫の妻マヤ・シギットやスハルトの三女マミックに対してそれぞれ実刑判決が下されるなど、スハルトの家族に対しては有罪判決が相次いで出された。

スハルトとの個人的関係から事業を拡大させた政商に対する裁判で最も進展を見せたのが、ボブ・ハサンの植林基金不正流用事件である。ボブ・ハサンは、1950年代後半以来スハルトを経済的に支えるとともに、スハルトを利用して事業を拡大し、「木材王」と呼ばれるまでになった人物である。問題となった事件は、ボブ・ハサンが所有する企業が植林基金から多額の融資を受けたにもかかわらず、林業省との契約を履行せず、融資を他の目的に利用したという事件である。9月20日に中央ジャカルタ地裁で始まった審理は、2001年2月2日に7500万^{ドル}の損害を国家に与えたとして、懲役2年、損害賠償140億^{ルピア}の実刑判決が下された。

一方、ハビビ政権期に発生したバリ銀行疑惑事件については、検察側の敗訴が続いた。この事件は、1999年の大統領選前に、公的資本の注入を受けることが決まり経営再建途上にあったバリ銀行の債権の一部がインドネシア銀行(中銀)によって支払われ、その資金がハビビ再選のための政治資金として流用されたとされている。仲介役を務めたとされるムリア・グループ代表のジョコ・チャンドラに対する訴えは、二度にわたって棄却された。また、パンデ・ルビス銀行再建庁(IBRA)元副長官に対する裁判では、11月23日に南ジャカルタ地裁から無罪判決が下されている。最高検察庁は、6月21日に同事件の容疑者としてシャフリル中銀総裁を

逮捕して疑惑の追及を進めようとしているが、見通しは決して明るくない。

過去の人権侵害事件に対する捜査はようやく始まったばかりである。なかでも、1996年7月27日にメガワティ民主党(PDI)党首(当時)の追い落としを画策して発生した民主党本部襲撃事件については、シャルワン・ハミド元社会政治機能担当参謀長ら当時の政府・国軍の中枢にあった人物が事情聴取を受け、容疑者に指名された。今後、スハルトをはじめとする政権中枢の人物の関与がどれほど明らかになるのか、また国軍高官がその責任を問われるのが焦点となる。

この他、1965年9月30日共産党クーデター未遂事件とそれに続いた共産党関係者虐殺事件、1984年9月のタンジュンプリオク事件、1998年5月のジャカルタ暴動といった事件の再捜査が開始されるなど、政府は過去の人権侵害事件の真相解明を進めようとしている。しかしながら、人権侵害事件のほとんどに国軍が関与していたと考えられることから、追求が進むほどその抵抗は強まる可能性があり、この点でも今後の見通しは決して明るくない。

国家統一の維持

インドネシアにおいて、民主主義の安定を達成することを困難にしている要因の一つは、アチェやイリアン・ジャヤなどで噴出した分離独立運動の存在である。国家の正統性に対して疑義を投げかけている分離主義をいかに抑えてインドネシアの統一を維持していくかが、グス・ドゥルに課された第2の政治的課題である。

スマトラ島の最北端に位置するアチェでは、1970年代以来、自由アチェ運動(GAM：インドネシア語では独立アチェ運動)が同地の独立を目指してゲリラ闘争を続けている。スハルト政権が強権的にGAMを弾圧しようとしたのに対し、グス・ドゥルは、過去の人権侵害事件の調査を進めるとともに、GAM側との交渉を通じて平和的に問題を解決し、アチェに対しては広範な自治権を付与することでインドネシアの統一を維持しようとした。

アチェにおける人権問題については、若干の進展が見られた。4月19日、アチェでイスラーム寄宿学校(プサントレン)を主宰していたトゥンク・バタキアを含む57人以上が虐殺された事件の公判が、普通裁判所と軍事裁判所の合同裁判(接続裁判所)という形で開始され、5月17日にはこの事件に関与した軍人24人を含む25人に対して有罪の判決が下された。国軍の軍人が有罪の判決を下されたのは画期的なことである。また、この裁判結果を受けて、アグス・ウィラハディクスマ陸軍戦略予備軍(Kostrad)司令官(当時)が、この事件にKostrad兵士が関与していたこと

に対して謝罪したことも注目すべきことである。

一方、政府とGAMの和平交渉は、スイスの国際NGO「人道的対話のためのアンリ・デュナン・センター」の仲介で進められた。その結果、5月12日に政府とGAMの間で人道的休戦協定が締結された。この休戦協定は6月2日に発効した後2度延長され、その間に完全停戦に向けた交渉が両者間で続けられた。

アチェに対する広範な自治権の付与については、国会で法律の準備が進められている。これに先立って政府は、停戦協定実施と復興のために特別に財政的支援を計画するなど、経済支援による現地社会の取り込みを図っている。12月22日にはメガワティ副大統領がアチェ特別州北端のサバン島を訪問し、サバン港を自由港にすること、ウェ島を自由貿易区に指定することを発表している。

しかし、現地では依然、治安部隊とGAMとの間で衝突が続いている。停戦協定締結後の和平交渉も2000年後半に入り停滞気味で、平和的解決に懐疑的な国軍からは、停戦協議が不調に終われば再び軍事作戦を開始すべきという意見も出されるようになってきている。

ニューギニア島の西半分を占めるイリアン・ジャヤの分離独立運動に対しても、グス・ドゥルは交渉による和解を目指している。まず、大統領は組閣に際して、イリアン・ジャヤ州知事だったフレディ・ヌンベリを国家行政改革担当国務相として入閣させて同地に対する配慮を示した。2000年1月1日には大統領自身がイリアン・ジャヤを訪問し、独立運動家らの要求を入れて、同地の呼称を「イリアン・ジャヤ」から「パプア」に変更すると発表した(しかし、実際には実施されていない)。人権侵害事件の解明を進めるために官民合同の調査チームを結成することも発表された。6月7日には、独立の象徴である西パプア旗(明星旗)をインドネシア国旗(紅白旗)とともに掲揚することを容認すると、政府は発表している。

しかし、現地での分離独立へ向けた運動は、強まりこそすれ弱まる気配はない。政府の資金援助を受けて2月26日に開催された第1回パプア会議は、同地のインドネシア編入の根拠となった1969年の住民投票の結果を承認しないという決議を採択した。6月29日に開催されたパプア人民会議でも、インドネシアによるパプア地域の併合を否定し独立を宣言する決議が採択されている。イリアン・ジャヤ各地での治安部隊と独立派住民の衝突も断続的に続いた。これに業を煮やした政府は、10月12日、パプア独立の象徴として不正利用されたという理由で明星旗の掲揚を再度禁止するとともに、6月29日のパプア人民会議で設置されたパプア幹部評議会と、独立派武装組織パプア・タスクフォース(Satgas Papua)をパプア人の

代表組織としては見なさないと発表し、一転して強硬な対応をとるようになった。11月29日には独立派の中心人物であるテイス・エルアイ・パプア幹部評議会議長らがイリアン・ジャヤ州警察本部に逮捕されている。

地方紛争への対処と治安の安定化

アチェやイリアン・ジャヤなどにおける分離独立運動以外にも、各地でさまざまな要因から紛争が頻発している。1999年以来抗争が泥沼化しているマルクにおける紛争は、イスラーム教徒とキリスト教徒の対立という構図で報道されることが多いが、実際には当地の歴史、種族、宗教、経済的利益、政治権力闘争といった要素が複雑に絡んでいると考えられている。それだけに問題を解決に導くことは容易でなく、メガワティ副大統領がたびたびマルクを訪問して対立勢力間の和解を説き、国家人権委員会が調査を行っているが、いまだ解決の糸口が見出せていない。それどころか、5月に入って、「イスラーム教徒同胞を救うため」としてジャワ島からラスカル・ジハードと名乗る聖戦部隊がマルクに上陸し、事態はさらに悪化した。6月27日、政府は治安回復のために文民非常事態宣言をマルク、北マルク両州に対して発さざるをえなくなった。しかしながら、文民非常事態施行後も現地における抗争は続いている。

マルク以外の地域でも、中スラウェシ州のポソ、中カリマンタン州、西カリマンタン州をはじめとする各地で種族間の抗争が突発的に発生した。いずれの場合も、小競り合いなどが大規模な集団間の抗争に発展しており、その原因ははっきりしない場合が多い。マルクの場合と同様、政治的・経済的・社会的諸要因が複合して発生していると考えられている。

また、政治的な意味を持つと考えられるテロ事件が頻発したことも2000年の特徴である。主なものだけでも、フィリピン大使公邸爆破事件(8月1日、2人死亡)、ジャカルタ証券取引所爆破事件(9月13日、10人死亡)、各地教会での同時多発爆弾事件(12月24日、17人死亡)などがあり、多数の死者が出ている。

これらの地方紛争やテロ事件を抑制し、治安の安定を回復することが、グス・ドゥルに課された第3の政治的課題であるが、いずれも失敗に終わっている。マルク、カリマンタンなどにおける紛争に対する有効な解決手段はまだ見つかっていない。各地で頻発したテロ事件についても、事件の再発を防止できていないだけでなく、事件の解明さえほとんどの場合進んでいない。前政権関係者や国軍の一部が関与していると噂されているが、真相は闇の中である。紛争や事件の再発

防止、真相解明のためには警察力による治安の維持と政府による和解に向けた努力が不可欠であるが、そのいずれもが不十分である。

内閣の脱政党化

上述のように、現政権の三つの課題はいずれも十分には達成されていない。個々の問題が本質的に解決の困難なものばかりだということもその理由の一つである。しかし、それ以上に重要な原因は、政府と議会勢力との間の対立が深まったことによる政治の停滞である。

大統領の議会における支持基盤は、自らが創設し、国会(DPR)の定数500のうち51議席を占める民族覚醒党(PKB)だけである。そのため、1999年10月の大統領選におけるグス・ドゥルの勝利は、イスラーム系政党の連合体である「中道軸」(Poros Tengah)、ゴルカル党、国軍といった他の政治勢力の支持があったからこそ可能だった。そのような経緯で誕生した新内閣は、政権樹立に寄与した政治勢力に対する論功行賞という色彩が強くなり、主要政治勢力すべてに閣僚ポストが割り当てられたのである。大統領はそれを「国民統一内閣」と名づけ、国民統合の象徴となることを期待したわけであるが、寄り合い所帯という性格を免れることはできなかった。そこで、グス・ドゥルは、大統領権限という権力資源を利用して徐々に他の政党勢力出身の閣僚を閣外に追いやり、個人的な信頼関係のある非政党政治家を起用することで、内閣の同質性を高めようとしたのである。

このような段階的な内閣改造は、国民統一内閣発足後1カ月と経たない1999年11月26日に、中道軸の一角をなす開発統一党(PPP)の党首であったハムザ・ハズ国民福祉・貧困撲滅担当調整相が、事実上辞任に追い込まれたことに始まる。2000年2月13日には、前国軍司令官で、閣内における政治的発言力を強めつつあったウィラント政治・治安担当調整相を、東ティモール人権侵害事件の責任を問う国内外の圧力を利用して休職処分には追い込んだ(5月15日に辞任)。

4月24日には、闘争民主党(PDI-P)幹部のラクサマナ・スカルディ投資・国営企業担当国務相とゴルカル党出身のユスフ・カラ商工相が罷免された。大統領は、罷免の理由として閣僚としての能力に問題があったことを当初は挙げていたが、2人の大臣がKKNに関与したためだとも後に国会で答弁している。経済関係閣僚については、PDI-P幹部のクウィック・キアングー経済・財政・産業担当調整相と大統領の関係も意見の相違などから悪化し、8月10日には同調整相が辞任した。

これに対して大統領は、自らと個人的な信頼関係を持つ人物を閣僚に登用した。

ハムザ・ハズの後任にはバスリ・ハサヌディン元ハサヌディン大学学長が、ラクサマナ・スカルディの後任にはロジ・ムニール投資・国営企業開発担当国務相府次官が、ユスフ・カラの後任にはルフト・パンジャイタン在シンガポール大使(退役陸軍中將)がそれぞれ任命された。またグス・ドゥルは、政府の官房長職に自らの側近を配して、大統領の周辺を固めた。大統領との意見の相違が目立つようになったアリ・ラフマン国家官房長官は2月13日に更迭され、ボンダン・グナワン政府監督官房長が後任に指名された。この他、内閣官房長にマルシラム・シマンジュンタク(1月5日任命)、大統領官房長にジョコ・ムルヨノ(4月5日任命)、大統領報道官にウィマル・ウィトラル(10月9日任命)らがそれぞれ充てられた。また、経済関係閣僚の能力が低いと見るや、ウィジョヨ・ニティサストロ、スリ・ムルヤニ・インドラワティといった経済テクノクラットによる経済補佐チームを設置し、経済政策の立案と調整を任せた。大統領は、国民統一内閣発足時にも、国家経済審議会(DEN)や国家企業振興審議会(DPUN)など大統領直属の諮問機関を設置して内閣を補佐させていたが、内閣の脱政党化の傾向はますます強まったのである。

政党政治家を内閣から追放し、個人的な信頼関係を持つ人物を登用するという大統領の政権運営は、8月26日に実施された内閣改造で大規模に実行された。26人の閣僚中、大統領の支持基盤であるPKB以外の政党政治家で閣僚として残ったのは、司法・人権相のユスリル・イフザ・マヘンドラら4人だけである。その他の新任閣僚のほとんどは学者や官僚であった。経済関係閣僚の配置には特に配慮が払われ、個人的能力と相互の信頼関係を重視した任命となった。食糧調達庁改革に辣腕をふるったリザル・ラムリが経済担当調整相に任命され、関係閣僚をとりまとめることになった。また、新設された経済再建促進担当副大臣に銀行再建庁(IBRA)長官のチャチュック・スグリヤントが任命され、金融機関の再建と企業債務の処理を直接担当することになった。これによって経済関係閣僚間の相互調整が容易になり、大統領の意向が政策に反映されやすくなったのである。

政権と議会の対立の深化

大統領によって徐々に行政権力から遠ざけられた政党勢力は、議会における政権攻撃を強めた。特に、アミン・ライスMPR議長率いる国民信託党(PAN)や月星党(PBB)、PPPといったイスラーム系政党は、自らが結成した中道軸が現政権樹立の最大の功労者であったにもかかわらず、大統領が就任直後からイスラエルとの経済関係構築や共産主義合法化といった反イスラーム的政策を提起したり、ハム

ザ・ハズPPP党首を辞任に追い込むなど、中道軸の思想や利益に反するような政権運営を示したため、大統領に対する反発を強めた。

さらに、4月に2閣僚が更迭されると、その出身政党であるPDI-Pとゴルカル党からも大統領に対する不信が表明されるようになる。反グス・ドゥルという点で利害の一致した国会の主要政党は、大統領に対する攻撃を開始した。まず7月20日に、2閣僚の更迭理由について大統領の説明を求め、国会の「質問権」を行使し、国会の場で大統領に対する喚問を行った。しかし、大統領が明確な回答を拒否したため、政党勢力は大統領に対する反発をさらに強め、大統領の辞任を工作するようになる。彼らが考えたシナリオは、大統領を実質的な権限のない国家元首に祭り上げ、副大統領のメガワティに行政の実権を渡すことをグス・ドゥルに認めさせることであった。そして、その政治的取引の舞台となったのが、8月7日に開会したMPR年次会議であった。

年次会議の開会初日に、大統領は過去10カ月における施政の進展状況をMPRに「年次報告」という形で提示した。これに対して、PKB会派と民族友愛民主党会派を除くほとんどの会派が厳しい批判を浴びせた。反大統領で結束を固める政党勢力に抗しきれなくなったグス・ドゥルは、メガワティ副大統領との間での職務分担と日常業務の副大統領への委譲を発表して事態を収拾しようとした。これを突

破口に自らのシナリオどおりに事態を進めようとした政党勢力は、大統領の提案をMPR決定として規定し、業務だけでなく権限も副大統領へ委譲させようと工作した。しかし、この段階に至り政党勢力内に分裂が生じた。メガワティ率いるPDI-Pとゴルカル党が反大統領運動から降りたのである。ここまで反大統領運動を引っ張ってきたのは、1999年の大統領選でメガワティ大統領誕生を阻止した中道軸勢力であった。それが1年も経たないうちにグス・ドゥル降ろしとメガワティ大統領就任を画策するという中道軸の変節に対して、PDI-P内で疑念が高まったのである。議会内第1党と第2党が反大統領運動から離脱したことで、中道軸を中心とした政党勢力のシナリオは行き詰まった。

しかし、中道軸はここで大統領降ろしを諦めたわけではなかった。次に彼らが用意したのは、大統領の汚職疑惑追及である。この汚職疑惑とは、ブログ疑惑事件とブルネイ疑惑事件と呼ばれているものである。前者は、大統領がアチェにおける人道的支援の資金として食糧調達庁(ブログ)の職員福利厚生財団から約350億^{ルピア}を不正に流用しようとしたという疑惑を指す。後者は、大統領がブルネイ国王からの個人的な贈与金の一部をアチェの人道的支援の資金として使用したと発言したため、この資金の性格と用途について疑惑が生じたという事件を指す。両疑惑を大統領攻撃の格好の材料と考えた政党勢力は国会でこの問題を取り上げることを提起し、MPR年次会議直後の8月28日には、307対3(欠席45)の圧倒的多数で国会の「国政調査権」を行使することを決議した。これを受けて国会は、特別委員会を設置し二つの疑惑事件を調査することになったのである。

国民協議会年次会議の成果

大統領と議会勢力の権力闘争の舞台と化してしまったMPR年次会議は、目立った成果もなく終了した。重要な事項については政治勢力間の合意が得られず決定が先送りされたため、同会議は無駄だったという声も上がった。しかし、今後のインドネシアの政治のあり方を規定するような決定がなされたことも事実である。

なかでも重要な成果は、1945年憲法の第2次改正である。今回の改正の目玉は、人権規定が憲法に挿入されたことである。改正前の憲法では、国民の基本的な人権については「法律でこれを定める」とだけ規定され、実質的に国家権力による侵害から守られてはいなかった。そのため、民主体制への移行を目指すインドネシアにとって、人間が当然に享有すべき権利と自由を憲法で保障することは、最重要課題の一つであった。

基本的人権に関する規定は、憲法第10A章の第28A条から第28J条までに挿入された。まず、人権の基礎をなす平等権と自由権(法の下での平等, 差別の禁止, 思想・良心の自由, 信教の自由, 集会・結社の自由, 表現の自由)が規定された。次に、国家権力によって広範に人権が侵害されたという過去の経験から、人身の自由に関する規定(子どもの保護, 法律による保護, 脅迫・拷問の禁止, 奴隷的拘束の禁止, 遡及処罰の禁止)が盛り込まれた。経済活動の自由に関する規定(職業選択の自由, 居住・移転の自由, 私的所有権, 勤労の権利)も新たに盛り込まれた。さらに、社会権の保障に関する規定(生存権の保障, 子どもの成長の権利, 教育を受ける権利, 科学技術・文化的恩恵を受ける権利, 情報を伝達・取得する権利, 保健サービス・社会保障を受ける権利)が多く挿入された。そして最後に、これらの基本的人権は「いかなる状況においても制限されることのない」ものであり、「基本的人権の保護, 発展, 確立, 充足は、国家の義務である」と謳われた。

改正内容の第2は、地方自治に関する規定が盛り込まれたことである。2001年1月から実施される地方分権化の動きに対応して、地方自治に関する規定が修正・追加された(第18条, 第18A条, 第18B条)。これらの規定では、地方自治の原則が確認され、それぞれの地方政府が地域の実情にあわせた特徴を持つことや、各地域の慣習法・伝統を尊重することが謳われた。また、地方行政の単位としての州、県/市に行政府と議会がそれぞれ存在することや、地方議会議員民選の原則が憲法で確認されたことも重要である。

第1次改正でも修正された国会に関する規定について、今回も小幅ではあるが条項の修正および追加が行われた。まず、第19条第1項に「国会議員は総選挙によって選ばれる」と規定され、議員民選の原則が憲法で確認された。次に、国会が可決した法律案に大統領が署名しないまま30日以上が経過した場合は、署名の有無に関係なく法律として成立するという規定が第20条に追加された。また、第20A条という新たな条項が追加され、国会が、立法, 予算審議, 政府監督の機能と、質問権, 国政調査権, 意見表明権の権限を有することが規定された。さらに、国会議員についても、質問提出・提案・意思表明権, 刑事免責権を有することが規定されている。これらの改正は、立法府の権限を強化し、行政府に偏ったスハルト時代の権力関係を是正していこうと意図しているものである。

その他の改正点では、第12章第30条の追加修正が重要であろう。ここでは、国軍が国防軍として、国家警察が治安維持機構として個別に定義を与えられ、両組織の分離が憲法で規定された。

今回の改正で憲法の実質化が進んだことは重要である。一方、大統領の選出方法の変更、MPR任命議員の廃止など、改正が議論されながら今回は決定が見送られた事項が多数ある。それらは、各政治勢力の将来を左右するような重要かつ微妙な問題を含んでいたため、MPR会派間で合意を形成することができなかったのである。MPR決定2000年第9号の末尾にはこれまで提案された改正案が添付され、これを基に2002年の年次会議までに改正案を準備するよう規定された。

(川村)

経 済

マクロ経済の回復

インドネシア経済は、1998年の-13%、1999年の0.3%実質成長を経て、ようやく2000年にプラス成長の軌道に戻った。成長を牽引したのは輸出だった。2000年の実質GDP成長率4.8%のうち輸出の寄与度は3.9%で、消費の寄与度3.1%や、危機後初めてプラス成長に転じた投資の寄与度3.6%を上回った(輸入と在庫変動の寄与度はそれぞれ-3.8%、-2.0%)。総輸出額は前年比27%増の620億ドルで、過去最高だった1997年の534億ドルを大きく上回った。石油・ガス輸出は数量ベースでは12%減だったが国際価格の上昇により金額では45%増の142億ドルとなり、他方、非石油・ガス輸出は2年連続の減少から反転して23%増の478億ドルを記録した。非石油・ガス輸出は農産品、鉱物、工業製品から成る。このうち前二者が減少したのに対し、工業製品の輸出額は31%増となって輸出を牽引した。表1に工業製品輸出上位8品目を示した。品目構成で特筆すべきなのは、電気・電子製品とコンピュータ・同部品の伸びである。この2品目は危機前の水準の2~4倍に達する勢いで伸び、2位と5位に浮上した。とくに電気・電子製品は、首位を続けてきた衣料・繊維製品に迫る勢いである。かつて首位だった合板・製材は減少を続け、危機下で急速に伸びた紙製品と家具にとって替わられつつある。非石油・ガスの輸出先では、日本(32%増)、ASEAN(31%増)、アメリカ(28%増)向けの伸びが高かった。一方、輸入は、1997年以來の減少が止まり、資本財(48%増)と原材料(41%増)を中心に全体で34%増の265億ドルとなって生産活動の復調を裏づけた。

国内消費は1999年にプラスに転じていたが、耐久消費財に回復が波及したのが2000年である。自動車販売が前年の10万台から34.5万台(うち4.7万台は輸出)に増え、ピーク時の1997年の38万台の9割水準まで戻したほか、自動二輪車は71%増、

表1 主要工業製品輸出額の推移, 1996~2000年

(単位: 億ドル, かつこ内は増加率%)

	1996	1997	1998	1999	2000*
輸 出 総 額	498.1 (9.7)	534.4 (7.3)	488.5 (-8.6)	486.7 (-0.4)	461.0 (31.4)
石 油 ・ ガ ス	117.2 (12.0)	116.2 (-0.8)	78.7 (-32.3)	97.9 (24.4)	103.3 (56.7)
非 石 油 ・ ガ ス	380.9 (9.0)	418.2 (9.8)	409.8 (-2.0)	388.7 (-5.1)	357.6 (25.5)
衣 料 ・ 織 維 製 品	65.5 (5.6)	52.7 (-19.6)	73.9 (40.2)	72.4 (-2.1)	62.9 (18.4)
電 気 ・ 電 子 製 品	35.4 (27.8)	33.3 (-6.1)	32.8 (-1.5)	34.2 (4.3)	50.8 (105.5)
合 板 ・ 製 材	51.3 (2.8)	47.0 (-8.4)	44.2 (-6.0)	38.0 (-14.2)	27.3 (-4.1)
紙 ・ 同 製 品	9.6 (-5.6)	9.4 (-1.8)	14.3 (52.1)	19.7 (37.9)	18.0 (28.1)
コ ン ピ ュ ー タ ・ 同 部 品	4.2 (34.3)	2.6 (-37.5)	0.8 (-69.2)	2.9 (264.5)	15.3 (867.4)
履 き 物	22.0 (6.8)	15.3 (-30.3)	12.1 (-20.9)	16.0 (32.8)	13.1 (11.0)
植 物 油 脂 類	14.0 (32.5)	22.3 (59.5)	11.6 (-48.0)	17.0 (45.7)	13.1 (2.5)
家 具	9.5 (10.3)	7.5 (-20.3)	3.5 (-53.3)	12.3 (247.8)	11.2 (29.0)

(注) *2000年は1~9月, 増加率は前年同期比。

(出所) Badan Pusat Statistik (BPS), *Buletin Ringkas*, 2000年12月号より作成。

パソコンは44%増となった。投資は、1~9月の認可額ベースで国内投資が前年同期比71%増、外国投資が30%増、通年のGDP統計でみても実質18%成長と、回復を印象づけた。ただし、伸び率の高さは2年連続の20~30%台のマイナス成長後の反動によるもので、2000年の固定資本形成の実質額はまだ1997年水準の6割強にすぎない。

実質GDP成長率を生産部門別にみると、製造業が6.2%で危機前の実質生産水準にほぼ回復した。1998年に-15~-36%の打撃を受けた建設、商業、運輸、金融の4部門はそろってプラス成長に転じたが、前3部門の成長率がそれぞれ6.7%、5.7%、9.4%に達したのに対して、金融は4.7%と回復が緩慢である。

生産活動の回復基調を受けて、危機下で深刻化した失業もやや好転した。完全失業率は前年の6.8%から6.5%へ(603万人から587万人へ)、就業時間が週36時間未満の不完全就業率は35%から34%へ(3137万人から3015万人へ)低下傾向を見せ始めた。

ルピアの対ドル・レートは、2000年に7085^{ルピア}から9595^{ルピア}へ26%下落した。ルピアの下落は、インフレ率と金利の上昇をもたらした。インフレ率は、10月の石油燃料12%値上げもあって、前年の1.9%から9.4%に上昇した。金利は、公定歩合

に相当する中銀証券(SBI)の1カ月もの金利が4月の11%を底に年末には14.5%まで引上げられたが、ルピア下落への抑制効果はなかった。

銀行再建の進展

危機に伴う債権の不良化によって破綻した銀行の再建策は、銀行の淘汰と財務健全化を目的に、次のような手順で進められた。債務超過により自己資本比率(CAR)が-25%以下になった銀行は閉鎖する。CARが-25~4%の銀行のうち、経営再建計画が実現可能と評価された数行が資本注入の対象となり、その他は閉鎖する。ただし、閉鎖の影響の大きい有力銀行は国有化する。資本注入銀行には、CARを4%にするために必要な資本額の2割を当該銀行株主が、8割を政府が注入し、回収不能債権を銀行再建庁(IBRA、インドネシア語でBPPN)に移管して財務を改善する。国有化銀行には政府が資本注入する。国営銀行7行はCAR-25%以下だが閉鎖はせず、うち4行を1行に統合して全体で4行とし、政府が資本注入する。以上の手順の大部分は1999年に進展したが、2000年には残っていた国営銀行や国有化銀行への資本注入と追加的な銀行閉鎖が実施され、11月に銀行再建策は完了した。

結局、1997年11月の第1次銀行閉鎖から2000年末までに、民間銀行67行が閉鎖され、13行が国有化された後に4行に統合された。その結果、銀行総数はピーク時(1996年末)の240行から164行(2000年末)に減少した。また、民間銀行7行と国営・国有化・地方開発銀行、合計27行に公的資本注入がなされた。存続した全銀行はCAR4%以上となり、不良債権比率は1999年3月の59%から2000年11月には24%に低下し、銀行全体の損益も2000年第3四半期に黒字に転換した。政府は、総額430兆^{ルピア}の公的資本注入をはじめ、閉鎖銀行の預金保証、預金引出しラッシュ時の中央銀行による特別融資に充当するため、2000年末までに累計658兆^{ルピア}の国債を発行した。

こうして資本注入による銀行再建は一段落した。しかし、銀行の金融仲介機能は活性化していない。これは、危機後に銀行の資産リスク評価や系列貸出規制が厳しくなり、さらに中央銀行がBIS規制に沿って2001年末までにCAR8%の達成を全銀行に義務づけているためである。貸出はリスクを含む資産と見なされCAR低下要因として働くため、銀行は貸出増加には慎重にならざるを得ない。実際、消費や生産の回復に合わせて積極的に融資を再開した有力民間銀行2行のCARは最も低い水準に低下してしまった。今後ルピア下落と金利上昇が続けば、銀行債権の再不良化の恐れも出てくる。近い将来もう一段の銀行再編が起きる可能性も否定できない。

企業債務の処理

銀行再建庁(IBRA)の任務の重点は、2000年に銀行再建から銀行債権の回収、すなわち企業の国内債務の処理へとシフトした。銀行再建の過程で、資本注入銀行・国有化銀行の回収不能債権と、閉鎖銀行の全債権がIBRAに移管された。これらの債権総額は、IBRAへの債権移管が始まる前のインドネシアの銀行貸出総額の約5割に当たる256兆^{ドル}(2000年6月末)で、対象となる債務企業数は約13万件にのぼる。これら債務企業をその主要株主(=債務者)ごとにまとめると、21大債務者が債務総額の3分の1までを占めていた。また10大債務者のうち8人までがスハルト元大統領の三男・次男をはじめとするスハルトに近い企業家であった。スハルト政権時代に権力に近い企業家が適正な審査を経ずに、特に国営銀行から大口融資を集中的に取得していた実態が、債務の数字によって明らかになった。

IBRAは、21大債務者の債務処理を2000年の中心課題に掲げた。IBRAは、現金・資産売却による返済、または返済繰り延べを債務処理の基本にしているが、返済交渉に非協力的な債務者に対しては、資産接収、商事裁判所への破産申し立て、さらには債務者拘束(債務者の収監を裁判所に要請できる蘭印時代の制度を復活させたもの)を行使できる権限を与えられ、実際にこれらの措置を発動した。その結果、21大債務者の債務交渉合意率は、債務額ベースで2000年6月末の29%から年末には89%に上昇した(うち訴訟による解決は10%)。

この合意率の上昇に貢献したのが、3大債務案件に対するIBRAの特別措置である。その措置は、IBRA自身が債務の株式転換によって債務企業の株主となる一種の国有化策であり、政府による特定民間企業への救済策だとして各方面から批判された。3大案件とは、バリト・パシフィック・グループの石油化学事業チャンドラ・アスリ社、同じく石油化学事業を傘下に持つティルタマス・グループ、そして繊維・繊維機械大手のインド系テクスマコ・グループである。

チャンドラ・アスリ社は、日本の技術・資金を導入して設立した国内初のエチレン・センターである。同社の債務総額は15億^{ドル}、うち8億^{ドル}が国内銀行債務、7億^{ドル}が日本に対する債務である。解決策は、IBRAとバリト・パシフィックの所有者プラヨゴ・パンゲストゥが全ての国内債務を株式に転換、日本側債権者である丸紅が対日債務のうち1億^{ドル}を株式に転換、残り6億^{ドル}を長期返済ローンに組み直すものである。この策の特色は、同社へのプラヨゴの出資が法人所有の形をとり、この会社がバリト・パシフィック・グループ全体のIBRAに対する債務総額約6億^{ドル}を引き取って、これを転換社債発行によってIBRAに返済するところにあ

る。すなわち、チャンドラ・アスリ社の内外債務処理に、バリト・パシフィック・グループ全体の国内債務処理が入れ子構造になっているわけである。

他方、テクスマコとティルタマスに対する解決策は、IBRAが過半出資する持株会社の下にグループ全体を置くという、より明白な国有化策である。たとえば、テクスマコの傘下企業17社が抱える国内債務は、21大債務者の中で最大の19兆^ギ（27億^{ドル}）である。この債務を株式転換して持株会社を新設し、その株式の70%をIBRAが、30%をテクスマコが保有する。この会社が転換社債を発行して優先的にIBRAに返済する。テクスマコは債務額相当の資産をIBRAに担保に入れ、17社は持株会社の傘下に置かれてIBRAが派遣する経営者を受け入れる。

10～11月に相次いで発表された3件への特別措置は、大型資本財産業の存続を重視する大統領と、その意向を受けたチャチュックIBRA前長官と内閣改造後の経済閣僚が主導した策とみられている。国会や経済学者らの批判に対して、政府とIBRAは、企業家による担保資産の提出、政府と外部監査機関による債務返済の監視、国家予算への負担がない点を挙げて救済説を否定した。しかし、IBRAが債務企業の株主になれば、その企業の対外債務リスクをも負うことになる。すなわち、仮に債務企業が対外債務の返済不履行に陥った場合、IBRAが外国債権者と交渉する、返済を肩代わりするといった場面も出てくる可能性がある。また、本来時限的な債権・債務処理機関であったはずのIBRAが、この措置によって長期に存続する事業主体に変わっていく可能性も出てきたといえる。

中銀特融返済に伴う企業の再編

IBRAは、これまで述べてきた企業債務の処理のほかに、もう一つ重要な任務を負っている。それは、経済危機下で銀行預金引出しラッシュが起きた際に、中央銀行から流動性支援特別融資を受けた銀行の株主にその融資を返済させることである。政府は1998年、巨額の中銀特融を受けた後に閉鎖または国有化された8銀行の9株主に対して、その特融を4年以内に全額返済させることを決定し、各株主と返済契約を締結した。IBRAは、これら銀行株主に返済額に相当する資産を提出させて管理下に置き、この資産を売却して売却収入を国庫に納入する。

9人の銀行株主が返済すべき中銀特融額は合計113兆^ギで、上述の21大債務者の債務合計額87兆^ギを上回る規模である。これら銀行株主のほとんどが華人の企業グループ創業者で、彼らは自身のグループ資産、企業数にして合計228社の所有株式をIBRA管理下に入れた。これら資産の売却はまだ始まったばかりであるが、2000

年中に売却が先行したのはサリム・グループである。

インドネシア最大規模のサリム・グループは、スハルトとの距離の近さゆえにスハルト辞任の翌日からグループ中核銀行に取り付け騒ぎが起き、やむなく受けた中銀特融の返済義務づけによって大がかりなグループ再編を余儀なくされることになった。IBRAによるサリムの資産売却にあたって、サリムが資産を一括して買い戻す動きが伝えられると、クウィック・キアンギー調整相(当時)や国会、マスコミから批判の声が上がった。スハルト時代の華人コングロマリットの代表格であるサリムの復活に対する社会の風当たりは強く、結局サリムは、再編後もコアビジネスとして残す意向とみられた乳製品やパーム油事業を完全に手放さざるを得なかった。ただし、香港とシンガポールの統括会社の株式は間接的に買い戻している。サリムは、52兆^{ルピア}の中銀特融返済のため108社のグループ企業の株式をIBRAに提出しているが、このうち2000年中に12社のサリム家持株と不動産1件が売却され、売却益は15兆^{ルピア}に達した。これは、IBRAが銀行債権の回収分も合わせて2000年中に国庫に納入した収入21兆^{ルピア}のうちの7割にも達する。

政府・準政府部門の改革

ポスト・スハルト時代の改革要求の一つに、政府・準政府部門の公金流用やKKNの実態を解明し、KKNの温床となってきた不透明な予算外資金(dana non-neraca または dana off-budgeter)、すなわち国家予算に組み込まれていない各省・政府機関内の資金を透明化し、予算化することがある。2000年には、主要な政府・準政府機関に対するKKN調査や監査が行われ、これまで不透明であった実態が一部解明された。しかし同時に、不正行為の立証・裁判やKKN体質の払拭には多くの障害があることも明らかになった。

2000年には、典型的な予算外資金として知られていた林業省管轄下の植林基金が国家予算に編入された。植林基金は、森林開発権を保有する企業から徴収される林業省管理の基金である。同基金を不正流用したボブ・ハサンが懲役刑となったことはすでに述べたが、同基金や植林保証金(植林基金支払いの前に仮納入する保証金)の新たな不正流用が会計検査院の監査などで明らかになった。たとえば、基金が林業省所有財団のビル建設と同省高官家族の外遊費用に、保証金がスハルトの長女の高速道路事業や土地証書作成に使われていたなどで、今後の立件を待つことになる。林業省は、7月に7.5兆^{ルピア}の植林基金を国庫に移管し、これが大規模な予算外資金の予算化措置の第一号となった。

食糧調達庁や国軍関連ビジネスにも初めて監査が入った。食糧調達庁は、スハルト時代を通じて大統領直属機関であり(ハビビ政権期から商工省管轄に移行),その収支はすべて予算外資金である。同庁は、4月にリザル・ラムリが長官に就いてから監査が進み、1998~99年の約3兆^{ドル}の支出のうち2兆^{ドル}が初代長官ブスタニル・アリフィンらによって不正使用されていたと報告された。国会は、食糧調達庁予算外資金調査チームを発足させて歴代長官に対する証人喚問を開始したが、まだ成果は上がっていない。

国軍関連ビジネスは、国防省・国軍・警察が所有する財団・協同組合が多数の私企業を設立する形で経営されており、IMFが以前から監査を求めていた広い意味での予算外資金である。ここにも初めて会計検査院の監査が入ってビジネスの全体像を国会に報告した。とくに陸軍戦略予備軍には、国軍監察総監、会計検査院、民間監査機関の三者による監査が個別に実施された。しかし、国軍内の監査では不正はなかったとされ、また民間監査機関は過去の財務書類がほとんど存在しないために不正の有無は判断不可能と結論づけている。

公金の不正使用は、スハルト時代の遺産としてばかりでなく、ポスト・スハルト時代にも常態化していたことが明らかになった。会計検査院によると、1999年度の国家歳出234兆^{ドル}のうち7割の資金の使途に逸脱があり、また先に述べた中央銀行特別融資145兆^{ドル}のうち6割が流動性補填ではなく債務返済などに流用されたという。検察庁は該当する銀行株主を中銀特融不正流用の容疑者に指定した。ところが大統領は、その大物容疑者であるガジャ・トゥンガル・グループ所有者を、前述のバリト・パシフィック、テクスマコ両グループ所有者とともに、経済回復を牽引する重要な輸出業者だという理由で3人に対する法的訴追を2002年まで延期するよう最高検察庁に指令した。これにより、本件に関する訴追も先行き不透明になってしまった。

地方自治と政治的自由化の経済的影響

これまで見てきたような過去の負の遺産を払拭する作業とは別に、改革の時代に新しく浮上したテーマが地方自治と政治的自由化である。それらの経済面への影響が顕在化したこともまた2000年の特徴であった。

2000年には、天然資源を保有する地方の地元住民や地方政府による資源所有意識の高まりを反映して、生産企業に対する利益分配や資本参加などの要求運動が活発化した。たとえば、北スラウェシ州ではカナダの金鉱会社ニューモント社と

表2 インドネシアの国家予算 (1999~2001年度)

(単位:10億ルピア, %)

予 算 項 目	1999/2000 (4~3月)	2000 (4~12月)	2001 (1~12月)	歳出入 に占める 割合	GDP に占める 割合
A. 歳入	129,204	152,897	263,227	100.0	18.4
1. 租税収入	99,481	101,437	179,892	68.3	12.6
a. 国内租税	93,936	95,538	169,520	64.4	11.9
所得税	45,367	54,225	96,287	36.6	6.8
付加価値税	34,597	27,002	48,853	18.6	3.4
土地建物税	3,247	2,376	4,466	1.7	0.3
b. 国際貿易租税	5,545	5,899	10,372	3.9	0.7
2. 税外収入	29,723	51,460	83,335	31.7	5.8
a. 天然資源ロイヤルティ収入	18,120	40,082	64,458	24.5	4.5
b. 国営企業利益配分	4,000	5,281	10,500	4.0	0.7
c. その他税外収入	7,603	6,096	8,376	3.2	0.6
B. 歳出	212,699	197,030	315,756	100.0	22.2
I. 中央政府歳出	177,072	163,510	234,080	74.1	16.5
1. 経常歳出	131,454	139,311	190,092	60.2	13.4
a. 人件費	33,569	30,682	39,969	12.7	2.8
b. 物件費	11,039	9,441	9,689	3.1	0.7
c. 債務利子支払い	54,526	54,623	76,550	24.2	5.4
国内債務	34,000	37,998	53,460	16.9	3.8
対外債務	20,526	16,625	23,089	7.3	1.6
d. 補助金	28,021	30,828	53,952	17.1	3.8
e. その他経常歳出	4,299	11,737	9,933	3.1	0.7
2. 開発歳出	45,618	26,197	43,987	13.9	3.1
II. 均衡資金(地方交付金)	35,627	33,522	81,677	25.9	5.7
1. 歳入の地方分与	n.a.	2,593	20,259	6.4	1.4
2. 一般配分資金	n.a.	30,930	60,517	19.2	4.2
3. 特別配分資金	n.a.	-	901	0.3	0.1
C. 財政収支(A-B)	-83,495	-44,134	-52,529	16.6	3.7
D. 財政補填	83,495	44,134	52,529	16.6	3.7
I. 国内補填	30,000	25,400	33,500	10.6	2.4
1. 国内銀行借入	-	-	-	-	-
2. 民営化/資産売却	30,000	25,400	33,500	10.6	2.4
II. 海外補填(純)	53,495	18,734	19,029	6.0	1.3
1. 外国援助引出し(粗)	77,400	27,330	35,993	11.4	2.5
2. 対外債務元本支払い	-23,905	-8,596	-16,963	-5.4	-1.2

(出所) インドネシア大蔵省ホームページ(www.depkeu.go.id)より作成。

県政府が、同社による砂金入り土砂の販売に対する地方税課税をめぐって対立し、地元の地方裁判所が同社に操業停止を命令する事件が発生した。一時は最高裁判所が地裁の操業停止命令を差し止めるなどの混乱もあったが、結局は課税という形をとらない当事者間の示談が成立した。この一件は、地方政府による課税権の

範囲と紛争調停のあり方に一石を投じた。また、リアウ州のプルタミナ沿岸油田に続いて、アチェ州の米エクソン・モービル社による天然ガス事業、イリアン・ジャヤ州の米フリーポート社による銅鉱山事業においても、州政府が事業会社への資本参加を要求した。リアウ州の件は石油公社プルタミナとの間で交渉が難航していたが、プルタミナは12月、同公社と州政府との合弁会社を設立し、州政府の持株を20%程度を上限に認める基本方針を示している。

2001年初からの地方自治の実施に伴う財政上の変化は、2000年12月に国会を通過した2001年度予算に端的に表れている(表2)。国家歳出は、2001年度から中央政府歳出と「均衡資金」と名付けられた地方交付金とに二分して表示されるようになった。地方交付金の歳出全体に占める割合は、1999年度の17%から2001年度には26%に上昇した。中央財政から見ると、歳出の4分の1を地方へ分配し、4分の1を国債の利子支払いを含む内外債務返済に割くことになる。残る2分の1の歳出の効率的活用と歳入基盤の拡大が、地方分権化時代の中央財政の健全性維持には緊要な課題となる。

政治的自由化の経済面への影響として最も顕著なのは、労働組合の増加と労働争議の頻発である。スハルト政権時代にはすべての単組は唯一の公認労働組合の下に組織されていたが、2000年現在少なくとも60余りの独立の労働組合が存在する。しかも、一つの企業に背景の異なる複数の労働組合が並存する場合もあると言われる。各地の鉱山や製造企業で労働争議が発生し、日系ではソニー子会社のストが長期化し、一部の外資企業の撤退が大きく報道されるなど、インドネシアの投資環境にも影響が出始めている。労働組合の設立と加入の自由は、7月に国会で可決された労働組合法で明示的に保障された。しかし同法は、裁判所が組合の解散権を持つ点、組合のストライキ権が明確に規定されていない点で、多くの労組関係者の反対を招いたため、大統領がこれに署名しないまま同法は成立した。したがって、同法と同時に国会に上程された労働争議解決法案も宙に浮いたままになっている。労働運動に一定の秩序を生み出すためにも同法を始めとする制度面の整備が重要な意味を持っている。(佐藤)

対 外 関 係

東ティモール問題

対外関係では、1999年8月の東ティモール住民投票に続く暴動に国軍が関与し

ていたという疑惑から、人権尊重を求める欧米諸国との関係が悪化した。グス・ドゥルは、国軍の影響力を削ぐために、真相究明を求める外圧を利用しつつ国際法廷の設置には反対し、あくまで国内で問題を処理するという姿勢を貫いた。

東ティモールにおける人権侵害事件の真相究明は、1999年末から調査が開始された。2000年1月31日に国家人権委員会の東ティモール人権侵害調査委員会がウィラント前国軍司令官を含む容疑者を指名し、政府に対して正式に捜査を開始するよう勧告した。これをうけて最高検察庁は捜査を開始し、9月1日には国軍将校3人を含む19人を容疑者に指名している。今後は、新たに制定された人権法(法律1999年第39号)と人権裁判所法(法律2000年第26号)に基づいて、特別に設置される人権裁判所で司法判断が下されることが期待されている。

人権問題に加えて、住民投票後にインドネシア領西ティモールに避難してきた約25万人の難民の帰還作業が大幅に遅れていることについても、欧米諸国からの批判が湧き起こった。9月6日には、西ティモールのアタンブアにある国連事務所をインドネシア併合派と見られる東ティモール難民が襲撃し、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)職員3人が死亡する事件が発生し、インドネシアの治安責任を問う声が高まった。この事件に対する諸外国の反発は大きく、アメリカ政府や世界銀行は民兵の取締を強化しなければ経済援助を停止すると警告した。これに対して政府は、西ティモールでの武器回収を開始するとともに、民兵指導者の一人エウリコ・グテレスを逮捕して、国際的な批判をかわそうとしている。

しかし、これらの国外からの批判や圧力に対する国内の反発は強い。特に、東ティモール分離の過程で最も大きな役割を果たしたオーストラリアに対する感情的反発は強く、大統領の同国訪問が何度も計画されたにもかかわらず、結局2000年内には実現しなかった。また、スハルト退陣前から軍事協力を停止しているアメリカ政府に対しても、国軍の治安維持能力の低下を招いているとして、武器禁輸措置の解除を求める声が政府内からあがっている。

一方、関係改善の芽がないわけではない。関係の冷え切っていたオーストラリアのハワード首相とグス・ドゥルの会談は、6月8日に東京で実現した。また、12月7日にはオーストラリアのキャンベラで外交・経済関係閣僚などが出席して二国間閣僚フォーラムが開催されている。アメリカも、軍事協力の再開と武器禁輸措置の解除に向けて動き始めている。欧州連合(EU)は、1月にすでに武器禁輸措置を解除している。

IMFとの関係

アブドゥルラフマン・ワヒド政権は、発足当初からスハルト時代の援助依存体質からの脱却を課題に挙げているが、IMFとの関係は改革推進の立場から基本的に維持する姿勢であり、2000年1月に趣意書(LOI)の改訂がなされた。しかし、その後4月と12月の趣意書改訂では、コンディショナリティの未達成が多項目にわたるため、期限内に署名にいたらず融資が延期された。延期の理由となった事項には、銀行・企業再建策や税制改革だけでなく、地方自治や中央銀行の独立性に関わる点が含まれている。たとえば、地方政府の国内・対外借入れ権限は地方行政法で認められたが、IMFの要請にしたがって地方政府によるすべての借入れは中央政府の承認を得ることで決着した。中央銀行法については、国会で審議中の同法改正案が中央銀行総裁・理事の人事への政党の関与を可能にしている点にIMFが難色を示し、交渉が紛糾している。ここには、IMFが合意相手である行政府を超えて議会との対立をどう解消できるのかという新しい問題が含まれている。

(川村, 佐藤)

2001年の課題

大統領と政党勢力の権力闘争は収まる気配を見せないばかりか、その激しさを増している。大統領弾劾へ向けた動きは着々と進んでいるし、8月にはMPRの年次会議が開催されて、2000年同様大統領と政党勢力の間での駆け引きが展開されると見られる。グス・ドゥルが国会に支持基盤を持たないだけに、彼の権力基盤は脆弱な状態が続く。鍵となるのは、国会第1党のPDI-Pと第2党のゴルカル党が現政権を支持することに利益を見いだすかどうかであろう。また、経済が減速感を強めれば、政権に対する支持が急速に弱まることも考えられる。

経済面では、下落を速めるルピアをどう制御するかが引き続き経済運営上の頭痛の種となろう。政府は、政局や景気のいかんにかかわらず、2001年にもIMFとの合意に沿って経済改革を続行しなければならない。国营電力会社の財務建て直し、プルトミナ改革をはじめ、ようやく部分的に解明されてきた政府・準政府部門における不正行為も放置されてはならない。地方自治の実施初年である2001年には、地方政府の組織・人員再編、財政確保が円滑に進むのかもまた大きな課題となろう。

(川村：地域研究第1部)

(佐藤：地域研究第1部主任研究員)

1月1日 ▶大統領、イリアン・ジャヤを訪問。

7日 ▶イスラーム教徒100万人集会がジャカルタの独立記念塔広場で開催される。

11日 ▶グレン・ユスフ銀行再建庁(IBRA)長官が更迭され、後任にチャチュック・スダリヤント副長官が任命される。

17日 ▶欧州連合(EU)、インドネシアに対する武器禁輸措置を解除。

18日 ▶大統領、華人文化・宗教活動を禁止した大統領決定1967年第41号を破棄。

20日 ▶政府とIMF、アブドゥルラフマン・ワヒド政権下で初の趣意書(LOI)に調印。

28日 ▶中銀、プトゥラ銀行を閉鎖処分に。

30日 ▶国連の東ティモール人権侵害事件国際調査委員会、国軍兵士の関与があったとする調査報告書をまとめる。

31日 ▶国家人権委員会の東ティモール人権侵害調査委員会、ウィラント前国軍司令官ら国軍・警察将校5人を含む容疑者を指定。

2月2日 ▶ジャカルタで開催のインドネシア支援国会合(CGI)、2000年度の対政府援助額を47.3億ドルに決定。

13日 ▶大統領、ウィラント調整相を休職処分に。

26日 ▶第1回パプア会議が開催され、1969年の住民投票を承認しないとの決議を採択。

28日 ▶政府、国連女子差別撤廃条約に署名。

29日 ▶大統領、分離後初めて東ティモールを訪問。

3月2日 ▶国会、2000年度国家予算案を可決。

7日 ▶国会第8委員会中銀特融作業部会が報告書を発表。特融不正利用が明らかになる。

▶IBRA、外部有識者からなる行動逸脱監視委員会(後にオンブズマン委員会と改称され、5月15日に発足)を同庁内に設置。

10日 ▶国家オンブズマン委員会が設置さる。

13日 ▶ルディニ総選挙委員会委員長が辞任。

17日 ▶大統領、共産主義を非合法化した暫定国民協議会決定1966年第25号の撤廃を提案。

4月10日 ▶国家安定強化支援調整庁(Bakorstanas)が解散。

13日 ▶パリ・クラブ(主要債権国会議)、公的債務57億ドルの繰り延べに合意。

24日 ▶大統領、ラクサマナ・スカルディ投資・国営企業担当国務相とユスフ・カッラ商工相を罷免。

25日 ▶南ジャカルタ地裁、最高検によるスハルト主宰7財団の資産差押え請求を承認。

26日 ▶ティヤスノ・スグルト陸軍参謀長、陸軍による過去の過ちを認め、公式に謝罪。

5月6日 ▶聖戦部隊ラスカル・ジハードがマルク州アンボンに上陸。

8日 ▶スラバヤ、スマラン、メダン、マカッサルに新たに商事裁判所が設置される。

12日 ▶政府、自由アチェ運動(GAM)と人道的休戦協定に調印(6月2日発効)。

17日 ▶政府、IMFと趣意書に調印。

▶トゥック・パタキア殺害事件を審理中のアチェ普通・軍事接統裁判所、軍人24人と民間人1人に対して有罪の判決を下す。

19日 ▶最高検、テクスマコ・グループの中銀不正融資疑惑捜査を証拠不十分として中止。

23日 ▶中スラウェシ州ボソで暴動が発生、211人が死亡、15人が負傷。

25日 ▶ブログ疑惑に関連して、サブアン食糧調達庁副長官が国家警察に逮捕される。

29日 ▶ボンダン国家官房長官、ブログ疑惑事件への関与疑惑から辞任。

30日 ▶大統領、アチェ人道支援資金はブルネイ国王からの寄付であると発言。

31日 ▶国有化されたセントラル・アジア銀行がジャカルタ証券取引所に上場され、全株

式の22.5%を市場に売却。

6月2日 ▶IMF、経済改革の遅れにより4月末から延期していたIMF融資の実施を承認。

4日 ▶パプア人民会議、インドネシアによるパプア併合を否定し独立を宣言。パプア評議会を設置。

5日 ▶月星党(PBB)を除く国会全会派の賛成で総選挙法改正案が可決成立。

6日 ▶中央ジャカルタ地裁、スハルト元大統領による『タイム』誌名譽毀損裁判で、原告による訴えを証拠不十分として棄却。

7日 ▶大統領、競争監視委員会を設置。

8日 ▶小渕前首相葬儀に出席のため東京を訪問中の大統領、東ティモール分離後初めてハワード・オーストラリア首相と会談。

12日 ▶中銀、中銀証書(SBI)金利を13%に引き上げるも、ルピアの下落は止まらず、21カ月ぶりの最安値9500^{ルピア}を記録。

16日 ▶タンジュンプリオク人権侵害調査委員会、意図的な虐殺はなかったとする最終報告書を国会に提出。

20日 ▶北マルク州ハルマヘラで暴動が発生、108人が死亡。

21日 ▶最高検、バリ銀行疑惑へ関与したとしてシャプリル中銀総裁の身柄を拘束。

24日 ▶国会、租税関連5法改正案を可決。

27日 ▶マルク、北マルク両州に文民非常事態宣言が出される。

30日 ▶政府、ダナモン銀行と国営ヌガラ・インドネシア銀行(BNI)への資本注用入に60.7兆^{ルピア}の国債を発行。

7月1日 ▶国家警察、国防省から正式に分離。

3日 ▶ジャカルタ証券取引所、上場廃止の厳格化、独立監査役設置などの新規定を発表。

4日 ▶最高検察庁の建物で爆弾事件が発生。

5日 ▶民主人民党、民主党本部襲撃事件について、スハルト元大統領を含む13人の政治

家・軍人を中央ジャカルタ地裁に訴える。

11日 ▶ムハマディア、組織原則としてパンチャシラを廃止し、イスラームを適用することを決定。

20日 ▶国会、質問権を行使し、2閣僚の罷免について大統領を喚問。

26日 ▶アブドゥルラフマン・ワヒド、民族覚醒党(PKB)に入党し、顧問会議議長に就任。

31日 ▶アグス・ウィラハディクスマ陸軍戦略予備軍司令官、解任される。

▶政府、IMFと趣意書に調印。

8月1日 ▶ハメックブウォノ10世の呼びかけでアブドゥルラフマン・ワヒド、メガワティ、アミン、アクバルの4政治指導者が会合。

▶ジャカルタのフィリピン大使公邸前で爆弾が爆発、2人が死亡、大使ら21人が負傷。

7日 ▶国民協議会(MPR)年次会議開催(～18日)。大統領、年次報告を行う。

8日 ▶南ジャカルタ地検、スハルト元大統領を不正蓄財容疑で起訴。

18日 ▶MPR、第2次憲法改正案と九つのMPR決定を可決。

21日 ▶大統領、国家経済審議会、国家企業振興審議会、大統領補佐チームを解散。

23日 ▶大統領、改造内閣の陣容を発表(26日発足)。

▶大統領、副大統領への日常職務委譲に関する大統領決定2000年第121号に署名。

28日 ▶国会、ブログ疑惑およびブルネイ疑惑に関する特別委員会設置を決定。

▶南ジャカルタ地裁、バリ銀行疑惑裁判でジョコ・チャンドラに対する公訴を全面的に棄却。

30日 ▶国会、国際取極法を可決。これにより対外借入を含む全ての国際取極に国会の承認が必要となる。

9月1日 ▶最高検、国軍将校3人を含む19人を東ティモール人権侵害事件の容疑者に指定。

2日 ▶大統領、最高裁判事16人を任命。

▶大統領、公職者資産調査委員会の25人の委員を任命。

4日 ▶新経済調整相リザル・ラムリ、輸出振興・天然資源活用・中小企業振興などからなる10項目の経済回復促進政策を発表。

5日 ▶3月5日から延期されていた独占・不健全競争法(法律1999年第5号)が施行される。

6日 ▶A・H・ナスティオン退役大将死去。

▶西ティモールのアタンブアで東ティモール難民が国連事務所を襲撃、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)職員3人が死亡。

7日 ▶政府、IMFと趣意書に調印。

13日 ▶ジャカルタ証券取引所ビルで爆弾事件が発生、10人が死亡。

17日 ▶コーエン・アメリカ国防長官、来訪。西ティモール民兵の武装解除を要求。

18日 ▶大統領、治安維持に失敗したという理由でルスディハルジョ警察長官を解任。

20日 ▶中央ジャカルタ地裁、ボブ・ハサンに対する植林基金不正流用事件の審理を開始。

24日 ▶政府、GAMとの人道的停戦協定の4カ月延長に合意。

▶政府、西ティモールのアタンブアで、民兵の所有武器回収を開始。

26日 ▶最高裁、土地不正取引疑惑裁判で、スハルト三男のトミーに対して懲役18カ月の有罪判決を下す。

28日 ▶南ジャカルタ地裁、健康問題によりスハルトに対する不正蓄財疑惑の公訴を棄却。

▶ロンドン・クラブで、インドネシア政府商業借款債権団はスタンドバイ・ローン3.4億^{ドル}の繰り延べに合意。

10月1日 ▶政府、燃料補助金削減に伴う措置

として、4月1日から延期されていたガソリン等の燃料価格を平均12%引き上げる。

2日 ▶メガワティ副大統領、2001年度国家予算案を国会に提出。地方自治の施行に伴い、歳入の25%を地方政府向け歳出に計上。

3日 ▶トミー、大統領に有罪判決に対する特赦を申請。

▶政府、ティルタマス・グループの石油化学企業とテキスマコ・グループの債務株式化計画を承認。

4日 ▶国会、バンテン州設置法案を可決。

▶警察、武器回収作戦を妨害したとして、民兵指導者エウリコ・グテレスを逮捕。

6日 ▶イリアン・ジャヤ州ワメナで、西パプア旗(明星旗)掲揚をめぐる住民と治安部隊が衝突し、31人が死亡、87人が負傷。

12日 ▶西ジャカルタ地裁、スハルトの孫の妻マヤ・シギットに対して、麻薬不法所持の罪で懲役8カ月の判決を下す。

▶政府、明星旗の掲揚を禁止するとともに、パプア評議会とパプア・タスクフォースをパプア人の代表組織とは見なさないを発表。

14日 ▶ブログ疑惑事件で指名手配中のスウォンド元大統領マッサージ師が逮捕される。

18日 ▶東京で開催のCGI、2001年度の政府援助額を53億^{ドル}(5.3億^{ドル}の技術協力を含む)とすることを決定。

19日 ▶大統領、輸出産業への貢献度が高いという理由で、巨額の国内債務を抱える3企業家に対する訴追を当面延期すると発表。

20日 ▶中銀、ブラシダ・ウタマ銀行とラトゥ銀行を閉鎖処分にする。

23日 ▶最高検、シャムスル・ヌルサリム、ボブ・ハサンら民間銀行4行の所有者を、中銀特融の不正利用容疑者に指定。

24日 ▶ジャカルタのアメリカ大使館に爆破予告があり、11月6日まで業務を停止。

30日 ▶1999年抵当法にもとづき、ジャカルタに同国初の信託登記所が設置される。

11月 2日 ▶大統領、トミーの特赦申請を却下。

3日 ▶国家警察、トミーを収監しようとするが、本人は逃亡して行方不明に。

▶大統領、新IBRA長官にエドウィン・グルンガンを任命。

▶IBRAとプラヨゴ・パンゲストゥ、チャンドラ・アスリ社の債務株式化計画に合意。

6日 ▶国会、人権裁判所法を可決。

8日 ▶ジャカルタ高裁、南ジャカルタ地裁にスハルト不正蓄財事件の再審理を命令。

9日 ▶全インドネシア・ムスリム知識人協会(ICMI)第3回全国大会開催。12日、新会長にアディ・サソノ元協同組合長を選出。

▶政府と国会、IBRA管理下にある総資産525兆^ギの売却による回収率と期限を、2004年までに70%(367.5兆^ギ)とすることで合意。

11日 ▶クウィック・キアンギー前調整相の主唱で、国会議員有志による意見交換フォーラムが開催される。

▶アチェ住民投票情報センター(SIRA)の呼びかけで、5万人規模の平和大集會が開催される。14日にはアチェ独立宣言を採択。

14日 ▶国連安全保障理事会使節団、併合支持派の武装解除の進行状況を確認するために、東ティモール難民キャンプを視察。

21日 ▶国会、南スマトラ州のバンカ・ピリトゥン諸島を新しい州とする法案を可決。

27日 ▶金大中韓国大統領が来訪。28日に文化協力協定と逃亡犯罪人引渡し条約を締結。

29日 ▶イリアン・ジャヤ州警察、テイス・エルアイ・パプア評議会幹部会議長ら独立派指導者を反逆罪容疑で逮捕。

▶国会議員151人が、意見表明権を行使し、大統領の憲法違反行為を告発する覚書を国会に提出。

30日 ▶南ジャカルタ地裁、スリ・ビンタン・バムカス民主連合党(PUDI)党首の国家転覆罪容疑を却下し、政府に名誉回復を勧告。

12月 2日 ▶イリアン・ジャヤ州メラウケで、西パプア旗掲揚をめぐる住民と治安部隊が衝突し、6人が死亡。

4日 ▶GAMの24周年記念式典で、治安部隊と独立支持派が衝突し15人が死亡。

5日 ▶国会、2001年度(1～12月)国家予算案を可決。

▶国会、北スラウェシ州西部をゴロンタロ州とする法案を可決。

▶最高検、シャフリル中銀総裁を釈放。

▶労働力・移住相、ジャワ島から外島への移住政策を2000年8月から廃止したと発表。

6日 ▶クウィック・キアンギーら32人の議員がディスカッション・フォーラム「11月11日コーカス」を立ち上げる。

7日 ▶国会、地方税法改正案を可決。

11日 ▶国連東ティモール暫定統治機構(UNTAET)、国軍将校1人を含む11人を反人道的行為の容疑で起訴。

15日 ▶インドネシア初の先物取引所がジャカルタに開設される。

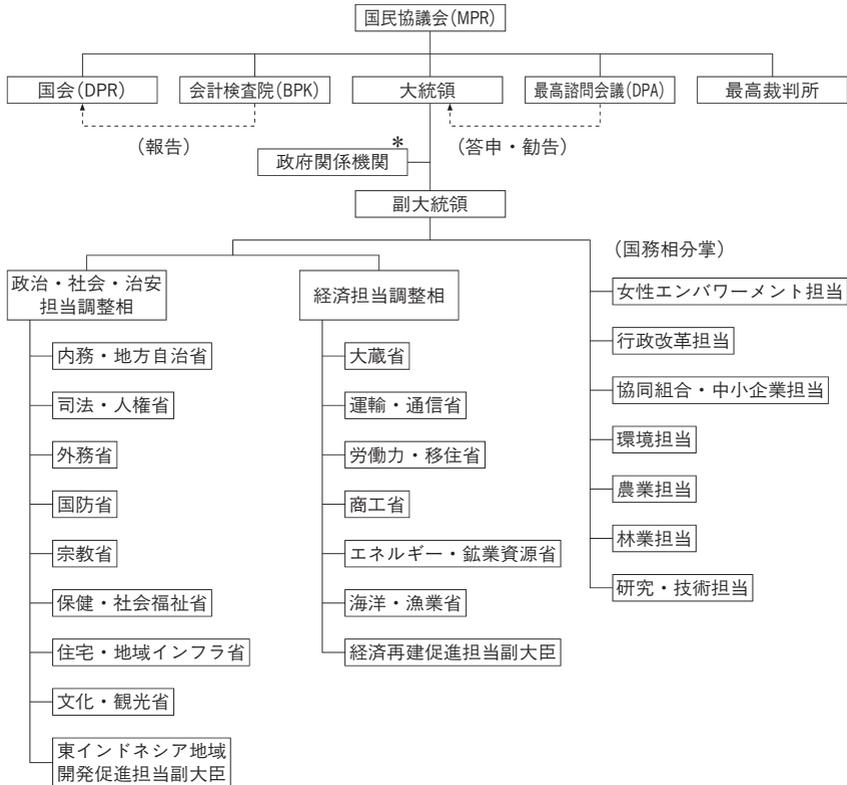
18日 ▶中央ジャカルタ地裁、銃器紛失不届きの罪でスハルト三女マミックに懲役10日の有罪判決を下す。

21日 ▶ジャカルタ商事裁判所、IBRAによるティルトマス・コメクシンド社の破産請求を却下。

22日 ▶メガワティ副大統領、アチェ特別州サバンを訪問し、サバン港を自由港に、ウェ島を自由貿易区に指定すると発表。

24日 ▶クリスマスイブの夜、ジャカルタを含む8都市で、キリスト教会を狙った同時爆弾テロが発生。17人が死亡、90人以上が負傷。

① 国家機構図



(注) 2000年8月26日の第2次アブドゥルラフマン・ワヒド内閣発足時に、閣僚ポストの大幅な削減が行われ、これに伴い省庁も以下のように再編された。

(1)調整相ポストは3から2へ1減。(国民福祉・貧困撲滅担当調整相が廃止され、政治・治安担当調整相と統合、政治・社会・治安担当調整相に)。(2)8月時点で農業省と林業・農園省が統合され農業・林業省が設置されたが、11月に農業担当国務相府と林業担当国務相府に再分離された。(3)国務相ポストは、13から5へ8減。廃止されたのは、青年・スポーツ担当国務相、投資・国営企業開発担当国務相。その他は他省と統合される。詳細は以下のとおり。(4)地方自治担当国務相府が内務省に統合され、内務・地方自治省に。(5)公共事業担当国務相府が住宅・地域開発省へ統合され、住宅・地域インフラ省に。(6)移住・人口担当国務相府が労働力省へ統合され、労働力・移住省に。(7)社会問題担当国務相府が保健省へ統合され、保健・社会福祉省に。(8)人権問題担当国務相府が法務省と統合され、司法・人権省に。(9)廃止された投資・国営企業開発担当国務相府の管掌業務については、大蔵省が国営企業改革を、商工省が投資関連業務を担当する。

* 国家開発企画庁(Bappenas)、食糧調達庁(Bulog)、中央統計局(BPS)、資本市場管理庁(Bapepam)、インドネシア銀行(BI)、人事院(BAKN)、技術評価応用庁(BPPT)、国家航空宇宙庁(LAPAN)、国家原子力庁(BATAN)などを含む。なお、投資調整庁(BKPM)は、今回の省庁再編に伴い、商工省の管轄下に移った。

② 第2次アブドゥルラフマン・ワヒド内閣名簿

(2000年8月23日発表/26日発足。2000年末現在)¹⁾

役職	氏名	生年	出身組織 ²⁾	前職
大統領 副大統領	Abdurrahman Wahid Megawati Soekarnoputri	1940 1946	NU PDI-P	ナフダトゥール・ウラマ(NU)議長 PDI-P党首
〔調整相〕 政治・社会・治安担当 経済担当	Susilo Bambang Yudhoyono Rizal Ramli	1949 1953	国軍(PKB) 民間人	鉱業・エネルギー相(退役陸軍大将) 食糧調達庁(Bulog)長官, ECONIT代表
〔各省指導相〕 内務・地方自治相 外務相 国防相 大蔵相 宗教相 国家教育相 保健・社会福祉相 運輸・通信相 労働力・移住相 商工相 エネルギー・鉱業資源相 司法・人権相 住宅・地域インフラ相 文化・観光相 海洋・漁業相	Surjadi Soedirdja Alwi Shihab Mohammad Mahfud Mahmodin Prijadi Praptosuhardjo Muhammad Tolchah Hasan Yahya Muhaimin Achmad Sujudi Agum Gumelar Al Hilal Hamdi Luhut Binsar Panjaitan Purnomo Yugiantoro Yusril Iha Mahendra Erna Anastasjia Witoealar I Gede Ardika Sarwono Kusumaatmadja	1938 1946 1957 1939 1936 1943 1941 1945 1954 1946 1951 1956 1947 1945 1943	国軍 PKB 学者(PAN) 公務員 PKB 学者(PAN) 官僚 国軍 PAN 国軍 学者 PBB NGO 官僚 無党派	留任(ジャカルタ特別州知事, 退役陸軍中將) 留任(PKB副党首, 元ハーバード大学教授) インドネシア・イスラーム大学教授(行政学) バンク・ラキヤット・インドネシア(BRI)取締役 留任(マラン・イスラーム大学教授, NU評議会議員) 留任(在米大使館教育担当官) 留任(保健省伝染病住宅環境公衆衛生総局長) 留任(国軍防衛研修所長, 陸軍中將) 移住・人口担当国務相 留任(在シンガポール大使, 退役陸軍中將) 国軍防衛研修所副所長 留任(PBB党首, インドネシア大学法学部教授) 留任(環境NGO創設者、消費者協会(LKI)会長) 観光・芸術省観光総局長 留任(環境担当国務相, 元ゴルカル幹事長)
〔国務相〕 女性エンパワーメント担当 ³⁾ 行政改革担当 協同組合・中小企業担当 環境担当 ⁴⁾ 農業担当 林業担当 研究・技術担当 ⁵⁾	Khofifah Indar Parawansa Ryaas Rasyid Zarkasih Nur Alexander Soni Keraf Bungaran Saragih Nur Mahmudi Ismail A.S. Hikam	1965 1949 1940 1958 1945 1961 1958	PKB 官僚 PPP 学者(PDI-P) 学者 PK 学者	留任(PPP国会議員, 国会副議長) 地方自治担当国務相 留任(国会PPP会派代表, PPP副党首) 留任(アトマ・ジャヤ大学倫理開発センター所長) ポゴール農科大学講師 林業・農園相 留任(インドネシア科学院(LIPI)主任研究員)
〔副大臣〕 東インドネシア地域開 発促進担当 ⁶⁾ 経済再建促進担当 ⁷⁾	Manuel Kaisiepo Cacuk Sudarjanto	1953 1948	無党派 官僚	KOMPAS紙記者, LIPI研究員 銀行再建庁(IBRA)長官

(注) 1) 今回の組閣で、閣僚ポストの大幅な削減が行われ、これに伴い省庁も再編された(詳細については、国家機構図の注を参照)。なお、農業・林業省(Bungaran Saragih大臣)は、11月6日に農業担当国務相府と林業担当国務相府に再分離された。前者にBungaran Saragihが、後者に林業担当副大臣だったNur Mahmudi Ismailが国務相として就任した。また、国家官房長官、検事総長、国軍司令官の三つが閣僚級ポストから外された。一方、三つの副大臣ポストが新たに任命された(林業担当副大臣については、11月に国務相に格上げされる)。2) 出身組織の政党略称は、以下のとおり。PDI-P:闘争民主党、PKB:民族覚醒党、PBB:月星党、PK:公正党、PAN:国民信託党、PPP:開発統一党。3) 国家家族計画調整庁(BKKBN)長官兼任。4) 環境管理庁長官兼任。5) 技術評価応用庁(BPPT)長官兼任。6) インドネシア東部地域開発促進担当副大臣は政治・社会・治安担当調整大臣府に所属する。7) 国家経済再構築担当副大臣は経済担当調整大臣府に所属する。当初は銀行再建庁(IBRA)長官兼任だったが、11月2日をもって兼任を解かれた。

③ 国軍主要名簿¹⁾

	2000年3月末	2000年7月末	2000年11月末
国軍最高司令官	Abdurrahman Wahid大統領	同左	同左
国軍司令官	Widodo A. S.海軍大将	同左	同左
国軍副司令官 ²⁾	Fachrul Razi大将	同左	…
国家安定強化支援調整庁長官 ³⁾	Abdurrahman Wahid大統領	…	…
国家情報調整庁長官	Arie J. Kumaat中將	同左	同左
国軍参謀本部			
総務担当参謀長	Djamari Chaniago少將	同左	同左
作戦担当補佐官	Adam Damiri少將	同左	同左
情報担当補佐官	Joost F. Mengko海軍少將	同左	同左
総合計画担当補佐官	Poerwadi少將	同左	同左
領域担当参謀長	Agus Widjojo中將	同左	同左
領域担当補佐官	Sjafrie Sjamsoeddin少將	同左	同左
中央執行機関			
国軍防衛研修所(Lemhannas)	Johny Lumintang中將	同左	同左
国軍戦略情報庁(BAIS)長官	Ian Santoso Perdanakusuma 空軍少將	同左	同左
国軍指揮・幕僚学校(Sesko TNI)	Djaja Suparman中將	同左	同左
国軍士官学校(Akabri)	Abu Hanifah海軍中將	同左	同左
各軍参謀本部			
陸軍参謀長	Tyasno Sudarto中將	同左	Endriartono Sutarto大将
副参謀長	Endriartono Sutarto中將	同左	Kiki Syahnakri少將
海軍参謀長	Achmad Sutjipto海軍中將	同左	Indroko Sastro Wiryono海軍大将
副参謀長	Mudjito海軍中將	同左	Fred Salem Lonan海軍中將
空軍参謀長	Hanafie Asnan空軍大将	同左	同左
副参謀長	Mudjiono Said空軍少將	同左	同左
陸軍戦略予備軍(Kostrad)司令官	Agus Wirahadikusumah少將	Ryamizard Ryacudu少將	同左
陸軍特殊部隊(Kopassus)司令官	Shahrir MS少將	Amirul Isnaini准將	同左
国家警察長官	Rusdihardjo警察大将	同左	Bimantaro警察大将
副長官	Bimantaro警察中將	同左	Pandji Atmosudirdja警察中將
陸軍軍管区 (Kodam)			
1. アチェ・北スマトラ	Affandi少將	I Gede Purnawa准將	同左
2. 南スマトラ	Soetardjo少將	同左	同左
3. 西ジャワ	Slamet Supriadi少將	Zainuri Hasyim少將	同左
4. 中ジャワ	Bibit Waluyo少將	Sumarsono准將	同左
5. 東ジャワ	Sudi Silalahi少將	同左	同左
6. カリマンタン	Zainuri Hasyim少將	Djoko Besariman少將	同左
7. スラウェシ	Slamet Kirbiantoro准將	Achmad Yahya少將	同左
8. イリアンジャヤ	Albert Inkiriwang少將	同左	Tonny A. Rompis少將
9. ヌサ・トゥンガラ	Kiki Syahnakri少將	同左	Willem T. Da Costa少將
10. ジャカルタ	Ryamizard Ryacudu少將	Slamet Kirbiantoro少將	同左
16. マルク	Max Tamaela准將	I Made Yasa大佐	同左

(注) 1)階級に所属を明記していないものは、すべて陸軍所属。2) 9月23日、国軍機構改革の一つとして、国軍副司令官は廃止された。3) 4月10日、国家安定支援強化調整庁は廃止された。

主要統計

インドネシア 2000年

1 基礎統計

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
人口* (100万人)	190.68	194.76	198.32	204.35	204.39	206.52	203.46
労働力人口(1,000人)	85,776	86,361	90,110	91,325	92,735	94,847	95,696
消費者物価上昇率(%)	9.2	8.6	6.5	11.1	77.6	2.0	9.4
失業率(%)	4.4	7.2	4.9	4.7	5.5	6.4	6.1
為替レート(1ドル=ルピア,年平均)	2,160.8	2,248.6	2,342.3	2,909.4	10,013.6	7,855.2	8,692.9

(注) *1996~1999年の人口は推計値。2000年は2000年人口センサス速報値。

(出所) BPS(中央統計局), *Statistik Indonesia*, 1994~1999年版。経済調整大臣府, “Update on the Indonesian Economy”, 2001年1月号。IMF, *International Financial Statistics*, 2001年2月号。

2 支出別国内総生産 (名目価格)

(単位:10億ルピア)

	1995	1996	1997	1998	1999*	2000*
民間消費支出	279,876.4	332,094.4	387,170.7	647,823.6	813,183.3	867,997.1
政府消費支出	35,584.2	40,299.2	42,952.0	54,415.9	72,631.2	90,779.7
総固定資本形成	129,217.5	157,652.7	177,686.1	243,043.4	240,322.2	313,915.2
在庫変動	15,900.4	5,800.4	21,615.1	-82,716.1	-105,063.3	-83,319.2
財・サービス輸出	119,592.5	137,533.3	174,871.3	506,244.8	390,560.1	497,518.9
財・サービス輸入(-)	125,656.9	140,812.0	176,599.8	413,058.1	301,654.1	396,207.5
国内総生産(GDP)	454,514.1	532,568.0	627,695.4	955,753.5	1,109,979.5	1,290,684.2
海外純要素所得	-13,366.1	-14,272.2	-18,355.0	-53,893.7	-78,896.7	-89,256.4
国民総生産(GNP)	441,148.0	518,295.8	609,340.4	901,859.8	1,031,082.8	1,201,427.8

(注) *暫定値

(出所) BPS, *National Income of Indonesia, 1995-1998*, Jakarta, 1999年および2001年2月BPS発表の1998~2000年最新統計資料に基づく。

3 産業別国内総生産 (実質:1993年価格)

(単位:10億ルピア)

	1995	1996	1997	1998	1999*	2000*
農業・漁業・林業	61,885.2	63,827.9	64,467.9	63,609.4	65,339.0	66,431.5
鉱業・採石	35,502.2	37,739.3	38,538.2	37,473.9	36,571.9	37,423.2
製造業	91,637.1	102,259.7	107,629.7	95,320.6	98,949.3	105,085.1
電気・ガス・水道	4,291.9	4,876.7	5,480.0	5,646.2	6,113.0	6,649.4
建設業	29,197.8	32,923.7	35,346.3	22,465.2	22,285.5	23,788.8
卸売・小売・ホテル・飲食	64,230.8	69,475.0	73,523.8	60,130.7	60,195.1	63,621.3
運輸・通信	27,328.6	29,701.1	31,782.5	26,975.1	26,772.1	29,284.0
金融・不動産賃貸	34,313.0	36,384.2	38,543.1	28,278.7	26,147.8	27,373.4
行政サービス	35,405.8	36,610.2	37,934.5	36,475.0	37,184.0	38,009.6
その他サービス	11,533.1	12,359.8	13,271.7	14,318.0	14,587.5	14,866.5
国内総生産(GDP)	383,792.3	413,798.0	433,245.9	376,374.8	379,557.8	397,666.2
実質GDP成長率(%)	8.2	7.8	4.7	-13.1	0.8	4.8

(注) *暫定値。

(出所) 表2に同じ。

4 国・地域別貿易

(単位：100万ドル)

	1997		1998		1999	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
アメリカ	7,148.1	5,440.9	7,031.0	3,517.3	6,896.5	2,839.0
日本	12,485.0	8,252.3	9,116.0	4,292.5	10,397.2	2,913.3
アジア N I E s						
韓国	3,462.2	2,321.8	2,567.8	1,527.8	3,319.8	1,330.1
香港	1,785.1	325.4	1,865.0	263.7	1,330.0	227.5
台湾	1,782.3	1,589.7	1,720.7	994.6	1,757.5	784.1
A S E A N						
マレーシア	1,357.2	864.8	1,358.5	626.6	1,335.9	605.6
タイ	848.4	866.7	942.5	842.0	812.7	933.4
フィリピン	794.1	127.0	707.4	65.0	694.7	55.5
シンガポール	5,467.9	3,410.9	5,718.3	2,542.8	4,930.5	2,525.9
中国	2,229.3	1,518.0	1,832.0	906.3	2,008.9	1,242.2
オーストラリア	1,517.4	2,426.7	1,533.5	1,760.4	1,484.8	1,460.4
E U	8,095.1	8,332.1	7,765.1	5,865.6	7,085.0	3,801.0
その他の	6,471.5	6,203.5	6,689.8	4,132.3	41,580.4	5,285.3
合計	53,443.6	41,679.8	48,847.6	27,336.9	48,665.4	24,003.3

(出所) BPSホームページ掲載統計(<http://www.bps.go.id>)。

5 国際収支

	1994	1995	1996	1997	1998	1999
貿易収支	7,901	6,533	5,948	10,074	18,429	20,642
輸出	40,223	47,454	50,188	56,297	50,371	51,242
輸入	-32,322	-40,921	-44,240	-46,223	-31,942	-30,600
サービス収支	-10,861	-13,293	-13,749	-15,075	-14,332	-14,860
経常収支	-2,960	-6,760	-7,801	-5,001	4,097	5,782
資本収支	4,008	10,589	10,989	2,542	-3,875	-4,569
政府(純)	307	336	-522	2,880	9,971	5,353
(C G I)	5,353	5,627	5,055	4,538	2,788	2,408
(その他)	344	158	638	3,056	10,948	7,015
(債務返済)	-5,390	-5,449	-6,215	-4,714	-3,765	-4,070
民間(純)	3,701	10,253	11,511	-338	-13,846	-9,922
(直接投資)	2,108	4,346	6,194	4,677	-356	-2,745
(その他)	1,593	5,907	5,317	-5,015	-13,490	-7,177
誤差・脱漏	-242	-2,313	1,264	-1,651	2,122	2,081
総合収支	806	1,516	4,451	-4,110	2,344	3,292

(出所) Bank Indonesia, *Statistik Ekonomi-Kuangan Indonesia*, 2000年12月号。